

令和7年度 第2回いじめ問題対策連絡協議会議事録

1 日 時 令和8年1月16日（金） 午後3時30分～午後4時30分

2 場 所 岡崎市総合学習センター 研修室2

3 出席委員 板倉 眞介、二村 久、金原 孝典、神谷 敦仁、小野 泰昭、
溝口 孝、三浦 敦子、志賀 浩美、

欠席委員 鈴木 ますみ、水野 恒俊（代理：大藏 宏修）

事務局 大江 留美、高橋 遼、田中 友二郎

傍聴者 なし

4 協議

(1) 岡崎市におけるいじめの実態について【高橋 遼（事務局）】

- ・本市における今年度12月末時点で各校が認知した2学期におけるいじめの延べ件数は、小中学校合わせて前年度比で約400件減少した。
- ・認知件数の減少については、いじめの認知件数の数え方が、「同一の児童生徒が異なる時期に別の児童生徒からいじめを受けたとしても件数は『1件』と数える」という文科省が定めている方法に統一されたことも要因であると考えられる。
- ・総数を見ると、依然として件数は多く、軽微なものであっても適切にいじめを認知するという意識の浸透は確認できる。
- ・いじめは少ないに越したことはないが、「いじめゼロ」ではなく「いじめ見逃しゼロ」を目指して、引き続き積極的な認知に努める。また、一つ一つのいじめや、いじめが疑われる事案に対して、被害を受けた子供や家庭に寄り添いながら丁寧に対応していけるよう、指導や助言を行っていく。
- ・認知したいじめ事案に対する各校の取り組みの指標となるいじめの解消率について、本市では、「解消している」「一定の解消」「解消に向けて取組中」「他校への転校等の『その他』」の4段階で確認をしている。いじめの解消は、いじめの行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること、および、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを本人と保護者に確認がとれていることの2つの要件が満たされていることが条件となっている。
- ・2学期末における各校からの報告では、「解消」と「一定の解消」を合わせた割合は93.3%と、昨年度同様90%以上を保っている。「解消」と「一定の解消」それぞれに着目すると、「解消」については、前年比10.9%減であり、「一定の解消」については、前年比9.9%増である。これは、「『解消』とは、指導後3か月間、被害者が心身の苦痛を感じていないと認められる場合」ということを学校が正しく理解し、指導後の経過を丁寧に観察しているためであると考えられる。

- ・「解消に向けて取組中」の割合が前年比 8.9%増という状況である。一度の指導では解決できないような難しい案件や、うまく対応しきれていない状況が発生しているのではないかと懸念もある。実際に、子供同士だけを見れば解決に向かっている案件でも、保護者の不安感を払拭できず、いじめの解消に難航しているケースもある。そのため、被害を受けた子供と保護者に対して親身に寄り添い、再発防止策についての丁寧な説明と、学年や学校全体での徹底した対応に努めるよう、指導助言を行っていく。
- ・ネット上におけるいじめについては、小学校でも中学校でも、ネット上でのコミュニケーショントラブルが散見される。グループLINEに関するものや画像の無断掲載が多く、生成 AI を使った画像生成に関するトラブルも複数発生している。
- ・ネット上におけるいじめの件数に関しては、小学校では昨年度より若干数増えている。小学生における被害件数や SNS トラブル件数は全国的に増加している中で、本市においても同様の傾向が見られる。
- ・小学校におけるネットいじめの大半は6年生での案件であるが、1年生や4年生でのオンラインゲームに関する案件もあった。
- ・小学校における情報モラル教育の更なる充実が必要であり、低学年のうちから、発達段階に合わせた情報モラル教育も必要であると考え。
- ・中学校における件数は、昨年度より若干数減少している。全国的に見れば増加傾向にある中、各中学校の情報モラル教育の充実が要因の一つであると考え。

(2) 令和7年度いじめ対策事業について

① 岡崎市のいじめ対策事業

・岡崎市のいじめ防止等のための取組について【高橋 遼（事務局）】

- ・今年度は、生徒指導提要に示される「発達支持的生徒指導」の周知を図り、いじめの未然防止に重点的に取り組んできた。特に、校長会議等の場を通して、以下の3点を継続して訴えてきた。
- ・1点目は、「発達支持的生徒指導」を日常の教育活動の中核に据えること。発達支持的生徒指導は、特定の事案が起きてからの対応に偏るのではなく、日頃から、子供の自己存在感や共感的な人間関係、自己決定の機会、安全・安心な風土を学校生活の中で保障していく取組である。この積み重ねにより、子供同士が互いを尊重し、安心して過ごせる学級・学校の基盤が整う。その結果、いじめの背景となりやすい「孤立」「不安」「関係のゆがみ」を小さくし、いじめが起こりにくい集団づくりにつながると考えている。
- ・2点目は、「発達支持的生徒指導」をより効果的に実践するために、より確かな児童生徒理解に努めること。生徒指導の基本は児童生徒理解であり、児童生徒が教職員に信頼感を抱かず心を閉ざした状態では、広く深い児童生徒理解はできない。確かな児童生徒理解が進み、教師との信頼関係が成立すれば、子供の安心感が高まるとともに、困難を抱えた際に安心して教師に支援を求めることがで

きるようになる。これは、いじめの芽を小さい段階で把握し、早期の声掛けや相談につなげる上でも重要なことである。また、一人一人の子供の背景や特性を的確に捉え、適切な個別支援につなげることで、子供たちの学校生活への安心感や充足感も高まり、これもいじめの未然防止につながるものと考ええる。

- ・ 3点目は、「生徒指導と学習指導の一体化」を重視すること。学校生活の大半の時間は授業であり、いじめの未然防止につながる「発達支持的生徒指導」は、日常の授業の中でこそ着実に進めていく必要がある。授業において、子供一人一人が「分かる」「できる」と実感し、安心して参加できる場面が積み重なれば、学校生活への安心感や達成感、充足感が高まる。こうした状態を日常的に保障するためには、学習指導の充実と、生徒指導の視点に立った関わりを切り離さずに進めることが欠かせない。
- ・ 今後も、「発達支持的生徒指導」を基盤とした未然防止を軸に、確かな児童生徒理解と個別支援、そして生徒指導と学習指導の一体化を一層推進できるよう、引き続き各校へ指導や助言を行っていく。

・ 生徒指導主事会、生徒指導主任会について【田中 友二郎（事務局）】

- ・ 今年度も、1学期間に1回の生徒指導主任会、月に1回の生徒指導主事会を行い、岡崎市内の小中学校における生徒指導に関わる問題の対応について、情報共有に努めている。また子供の間で発生している SNS トラブルについて、岡崎警察署と連携しながら適切な対応や未然防止策について検討している。
- ・ 生徒指導主事会においては、SNSトラブル、触法行為、家出や自傷行為等、家庭内におけるさまざまな問題行動とともに、他校や他市の生徒、卒業生との交友関係の広がりや要因とする人間関係のトラブルに関する報告が中心となっており、いじめ問題に関わる報告は少ない。今後は校内におけるいじめの問題についての未然防止策等についても、さらに情報共有がなされるように、主事会のあり方についても検討をしていきたいと考えている。
- ・ 2学期の生徒指導主任会では、「児童虐待対応について」というテーマのもと、西三河福祉相談センターと連携し、児童虐待の未然防止、早期発見、発見後の支援のあり方についての研修を行った。研修からは、一時保護時における司法審査制度についての説明、一時保護件数の状況、対象となる子供への学校内における対応方法等について具体的に学ぶことができた。3学期の生徒指導主任会では、生成 AI やわいせつ画像に関するトラブルが今後も懸念されるため、警察の方から学校としてできる防止策や対応策を教えていただくような機会を設けられるよう、現在計画を進めている。
- ・ 命に関わる問題が発生する可能性もあるものと考え、各学校においては、子供自身に SOS の出し方を適切に伝えるとともに、今後も岡崎警察署や西三河福祉相談センター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、関係機関との連携を図りながら、さまざまな心の問題を抱える児童生徒の支援に引き続き努めてまいりたい。

・岡崎市教育研究所での対応について【三浦 敦子委員】

- ・前回1回目が終わってから本日に至るまで、相談件数は1か月に1件程度で、いじめに関するものはなかった。
- ・相談内容によっては、より専門的な相談機関を紹介し、支援がなされるようにした。
- ・現状はいじめについての相談はなかったものの、今後いじめに関して、緊急性がある内容の相談を受けた場合は、教育委員会とも連携しながら、より丁寧に対応していく。

② 各関係機関から

・西三河福祉相談センター児童育成課の取組について【小野 泰昭委員】

- ・年度途中のため昨年度との比較はまだできていないが、特に、小学校高学年から中学生の子供の一時保護の件数が増加しているという印象がある。
- ・家庭内での問題が多く、保護者から暴力を受ける事案がいちばん多い。最近では、家庭に居場所がない子供たちが、例えば東京の方に行き、いわゆるト一横などにおいて、自分の居場所や関係性を求めるような子供もいる。
- ・保護する子供の多くが「学校には行きたい」と話をする。学習面の遅れが不安ということだけではなく、自分のことを理解してくれている先生や友人がいて、その関係が切れてしまうことが非常に不安であると言う。先生方や仲間の存在が子供たちを支えているということを実感する。
- ・子供が子供らしく生活できる環境や支援の機会につなげていけるよう、また、保護下の状況においても学習保障できるよう取り組んでいきたい。
- ・いじめがエスカレートして傷害罪などの犯罪に当たるような状況になっても、当事者の子供たちが被害を訴えられない場合もある。児童虐待の事案もDVの事案も同様で、暴力による支配は正常な判断を奪ってしまう。被害を訴えることによって、もっとよくないことが起きるのではないかと、事を荒立ててしまうことにより自分の家族やいろいろな人に迷惑をかけてしまうのではないかと子供がいる。
- ・保護される子供は、自分が被害を訴えることによる周りへの影響をよく考えている。このことを理解した上で、相談の機会についてその在り方をよく検討していく必要がある。
- ・子供と面接する場面や児童養護施設などにおいては常に「子どもの権利条約」を念頭に置いている。子供自身が、自分にはそもそもどういう権利があり、それが今保障されているのか、あるいは保障されていないのかということを考えられるよう、権利教育の充実が必要である。子供と関わる際には、そういった視点も大切にして丁寧に対応していただきたい。

・人権擁護委員協議会の取組について【金原 孝典委員】

- ・主な業務として SOS ミニレター等による相談業務や、小中学校や保育園等へ出向いてのいじめ防止や人権擁護のための啓発活動を行っている。
- ・6月以降に行った啓発活動の実績としては、9月には常磐東小学校訪問、10月には「人権作文コンクール」の募集を行った。11月には「家康公秋祭り」にて、目の不自由な方に焦点をあてた啓発活動としてのゴールボールやクイズラリーを行った。同じく11月に岡崎商業高校、岡崎北高校、幸田高校に訪問した。12月には、「人権作品コンクール」として書道作品とポスターと標語の募集を行った。また、上地小学校では「ボッチャ体験教室」を行い、体の不自由な方と触れ合う機会を設けた。六ツ美中部小学校では、「人権の花運動」を実施し、藤川小学校、県立みあい特別支援学校、根石保育園、福岡保育園、美合保育園、燕ヶ丘保育園、六ツ美中部小学校では啓発活動を行った。12月16日にはりぶらホールで、スマイリーキクチ氏の講演会を行い、氏が SNS で誹謗中傷を受けた体験を基に、SNS の怖さについての講演いただいた。また、全小中学校に人権の啓発冊子として「種をまこう」の配布と、図書の寄贈をした。
- ・「家康公秋祭り」で人権の理解度に関するアンケートを実施し、157名の方に回答いただいた。回答者の8割が成人の方であったが、「基本的人権が保障されていることを知っているか」という質問に関しては、「知っている」と答えた方が75%程度であった。「人権について考えたことがありますか」という問いに対しては、80%の方が「考えたことがある」と回答した。「今まで自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか」という質問に対しては、47%の方が「自分の人権を侵害されている」という回答をした。人権擁護委員の認知度について、「岡崎市内全中学校区に1人ずつ配置されていることを知っているか」という質問に関しては、20%ぐらいの方しか知っておらず、知らない方が8割ぐらいという結果であった。さらに、「人権擁護委員の活動の内容を知っているか」という問いに関しては、10%ぐらいの方しか知らないという回答であった。人権擁護委員の活動がより認知され、広まっていくよう対策を検討していく。
- ・3月に「人権を理解する作品コンクール」の優秀作品の展示を、りぶらホールと幸田図書館で行う予定である。また、全小中学校にその優秀作品集と、DVDを作成して配布していく。DVDに関しては、10月に行われた「人権作文」の優秀作品の朗読が、作文を書いた子供本人の声で録音されている。

・法務局の取組について【溝口 孝委員】

- ・「子どもの人権 SOS ミニレター」という事業を行っている。小学生用と中学生用と分かれており、相談内容を書いて送っていただくものである。全国で約1132万枚の SOS ミニレターを配布している。岡崎市内では、小中学校で約4万枚配布している。配布したミニレターによる相談が、21件あった。相談の中には、いじめに関するものや友達関係のこと、親との関係についてのことなどがあつた。相談の中で、心配なケースについては、学校と情報共有した事案もある。基

本的には、相談は手紙のやり取りで行うものであるが、電話で相談したいという子供が増えてきたと感じる。

- ・予防的な活動として、「全国中学生人権作文コンテスト」と「人権を理解する作品コンクール」を実施した。人権に関する作文や人権に関する標語や習字、ポスターを作成することで、人権意識を高めることを目的としている。人権作文コンテストについては、岡崎市内の中学生 504 名から応募があった。人権を理解する作品コンクールについては、標語、習字、ポスター合わせて岡崎市内で約 26000 点の応募があった。応募された作文の中には、いじめや虐待というのを題材にしているものもあり、学校と情報共有したケースもあった。
- ・「子どもの権利条約」について、小学校、中学校での人権教室も実施している。希望があれば、対象年齢に応じて腹話術等も使いながら行うこともできる。ぜひ活用していただければと考えている。

・西三河教育事務所 家庭教育コーディネーターの取組について【志賀 浩美委員】

- ・現在、岡崎市内では5名の子どもについて家庭訪問等の支援を行っている。
- ・第1回目の会議の時点では、昨年度からの継続の子供が2名、新規が1名の計3名だったが、その後、9月に母親から県教委への依頼があって1名、11月に母親から学校を通して西三への依頼があって1名増え、現在5名となっている。
- ・相談活動としては、直接の面談や SNS を用いたメール等での活動を保護者に行っている。本格的にスタートした5月から昨日までのところで、その5人に対して連絡・相談等、電話で19回、面接・面談で66回、通信手段を使っては115回関わってきている。大学生のホームフレンドと出かける場合もある。
- ・家庭訪問や学校での活動を支援する中で、保護者や子供本人の相談から、いじめに関わるような内容はなかった。

・岡崎警察署の取組について【水野 恒俊委員（代理：大藏 宏修）】

- ・少年係では、SNS における画像の加工や流出の問題への対応が増加している。これらの問題に対する抑止のための活動として、SNS の安全利用の講話を行っている。警察による講話として実際の事件の事例を取り扱うことで、より現実的な課題として子供が受け止めるとともに、子供の危機意識を高めることができると考えている。今後も、これまで以上に啓発活動に力を入れていきたい。
- ・県警のアプリで「アイチポリス」というものがある。このアプリを活用して子供たちの防犯意識を高めていきたい。
- ・いじめに関係するものについては、早期に相談や情報をいただきたい。少年サポートセンターでは、立ち直り支援だけではなく、被害に遭った子供のケア等も行っている。
- ・子供や保護者が学校には相談しにくいというときには、県警本部の少年サポートセンター、スクールサポーターに相談いただき、深刻な事態になる前に対応していけるようにしたい。

(3) 意見交換

【志賀 浩美委員の意見】

- ・長期欠席の子供に対する対応の好事例として、マイタブレットを活用することで学校とつながることができたということがあった。今後も、この事例のように、さまざまな工夫をして、たくさんの子供を支援していただきたい。

【板倉 眞介委員の意見】

- ・子供たちが「人権」という言葉の意味を知ることが大切である。その上で人権意識を高めていく必要があると考える。人権擁護委員の活動に対する認知度も十分ではないようなので、学校としての働きかけも積極的に行っていきたい。

【高橋 遼主事の意見】

- ・いじめの未然防止のためには、「知識」も必要である。情報モラル教育等で学ぶ知識と併せて、SNS 等を通じてさまざまな情報が入ってくる。これらの知識が抑止力となって働く場合もあると考えている。しかし、本日、話があった「人権」や「子供の権利条約」等についての知識に関しては、まだまだ子供たちの理解は十分ではないと感じる。
- ・いじめの初期対応に関しても同様である。まずは SOS を出すための手段を「知識」として知っていることが重要。ミニレターや各種相談機関の存在を、子供たちにより周知していく必要性を感じた。
- ・学校において子供が SOS を出せるようにするためには、教師との信頼関係の構築が欠かせない。子供との日々の関わりの質を高めていく必要がある。